

一般廃棄物処理業許可証

住 所 鈴鹿市安塚町1350番地の53

氏名又は名称 有限会社大邦興業

代表者氏名 代表取締役 大谷 泰彦

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第15条の規定により
一般廃棄物処理業について、次のとおり許可したことを証する。

令和6年2月27日

亀山市長 櫻 井 義 之



許可番号	亀山24第17号
事業の区分	収集・運搬（積替保管を除く）
廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ） （家電リサイクル法対象品目を除く）
事業区域	亀山市内
許可の期間	令和6年4月 1日から 令和8年3月31日まで
許可条件	裏面のとおり

許可条件（ごみ）

- 1 営業中は本証を常に携帯し、関係官署の職員が提示を求めたときは提示すること。
- 2 関係法令をはじめ、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則、許可条件及び関係職員の指示を厳守すること。法・条例等の違反、職員の指示に従わないときは許可を取り消す。
- 3 許可の更新をしようとするときは、期間満了の30日前までに申請すること。
- 4 一般廃棄物処理業許可申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは変更の日から30日以内に届け出ること。
- 5 事業区域に関する変更が生じたときには、収集・運搬を行うまでに届け出ること。
- 6 廃業等（休止を含む）をしたときは、10日以内にその旨を届け出ること。
- 7 本証を他人に貸与または譲渡してはならない。
- 8 本証を紛失したときは、速やかに再交付の手続きをすること。
- 9 本証の許可期限が満了したときは、速やかに市長に返還すること。
- 10 他市町で収集した一般廃棄物を搬入しないこと。また、亀山市で収集した一般廃棄物については、他市町の施設へ搬入しないこと。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項、同法施行令第4条第1項第7号及び第9号イに基づき、事前に搬入先の市町に通知をした場合は、この限りではない。
- 11 月の実績報告を翌月初めに環境課廃棄物対策グループに提出すること。許可条件10の規定により、事前に搬入先の市町に通知をし、搬入した一般廃棄物については、その搬入実績が確認できる書類を提出すること。
- 12 亀山市一般廃棄物処理基本計画を遵守すること。
- 13 収集した一般廃棄物は、即日亀山市総合環境センターへ搬入すること。受け入れ時間については午前9時から午後4時30分（正午から午後1時までは除く。）とし、土・日曜日・祝日・年末年始は亀山市総合環境センターへの一般廃棄物の搬入は出来ない。
- 14 一般廃棄物の分別方法は、亀山市のごみ収集分別表および市職員の指示に従うこと。
- 15 一般廃棄物の積み替えについては認めない。
- 16 運搬車両については、社名を明記し、亀山市指定の一般廃棄物収集運搬業許可車両のステッカーを運転席側の見やすい場所に貼付けすること。
- 17 アイドリングストップ等、環境への負荷の低減に努めること。
- 18 高さ3.5mを超過する車両は亀山市総合環境センターへの搬入を避けること。